

(2011-2012年度)

## 第3回東日本大震災復興支援対策本部会議要録

◎ 日時: 2011年10月14日(金) 13:30-16:00

◎ 会場: 日本ライオンズ連絡事務所(東京都)

◎ 出席者:

本部長(国際理事)	山浦 晟暉	副本部長(国際理事)	高田 順一
監事(国際理事)	秦 従道		
330 複合地区協議会議長	小峰 理孝	331 複合地区協議会議長	井ノ浦 義明
332 複合地区協議会議長	宮田 謙	333 複合地区協議会議長	萩原 光義
334 複合地区協議会議長	岡本 正治	335 複合地区協議会議長	新宅 元之
336 複合地区協議会議長	迫越 正彦	337 複合地区協議会議長	椿 幸雄
332-A地区ガバナー	中居 雅博	332-B地区ガバナー	高橋 晴彦
332-C地区ガバナー	中嶋 慶次	332-D地区ガバナー	久保田 善九郎
332-E地区ガバナー	野川 亘	332-F地区ガバナー	照井 一美
オブザーバー:			
グローバル・アシストチーム	桜井 孝一	監査役(公認会計士)	吉田 宗一郎

山浦本部長により開会、議事が進められた。

◎ 議 事:

### 1. LCIF執行委員会報告

山浦本部長から、香港で行われたLCIF執行委員会の報告あり。

- ✓ 前回(第2回会議9月29日)提出された要望は地区ガバナーから直接送られたものであったため、改めてMD332本部内で審議され宮田議長(MD332本部長)から再提出されるよう、一度差し戻しの形とする。なお特別財政支援およびクラブ復興支援の2つの指定されたプログラム対象で条件に適ったものは承認済み。
- ✓ 前回提出要望のうち、日焼け止めクリームや炊き出しの車の燃料代などは一切認められないので、今後要望を出される前に整理してほしい。
- ✓ 支援事業は、ライオンズの社会認知度がアップするようなものを選ぶ。
- ✓ 業者の見積もりは最低2社以上とし、なるべく3社程度から見積もりをとるようにしなければいけないので注意してほしい。
- ✓ LCIF交付金を使った事業は3年以内が限度。
- ✓ 復興支援対策本部への申請は月一回程度にまとめるようにする。
- ✓ 被災クラブ56クラブのうち、解散した1クラブを除いた55クラブの2011-2012年度下半期国際会費納入は免除された。マンスリーレポート提出が可能な被災クラブは、活動状況を報告するようにしてほしい。

### 2. LCIF資金支援のガイドライン(案)について

(1) MD332 宮田議長から「LCIF資金支援のガイドラインについて」資料案 **別紙1** が提出され、説明が加えられた。今後はMD332内に「申請審査委員会」を設置し、資金の用途がLCIF監査で適正とされるものに限定する。

(2) 各地区ガバナーから質問や要望が出された。主なものは次のとおり。

- ① 332-D地区久保田ガバナー「支援金と義捐金の語句の違いについて」の質問
- ② 332-C地区中島ガバナー「30万円程度を限度にガバナー専決で支出できるよう認めてほしい」件

(3) 震災当初は炊き出しの費用をすべてLCIFからの支援金で負担した例があるが、今後は炊き出しの食材のみを対象とし、車両・ガソリン代や高速料金などはライオンズの活動として自己負担していただく。

### 3. MD332【奨学金プログラム】について

(1) MD332を除く7名の議長から、奨学金プログラムに対する複合地区ガバナー協議会の結論を持ち寄った。趣旨には賛同できるが、実施は困難(提案書に信憑性がない)との意見が出された。

(2) 河北新報(平成23年9月7日)の支援情報欄にライオンズ奨学金の案内が掲載されてしまっているため、今からプログラムを廃止することはできないことやライオンズの役職は一年任期であり、長期の継続は難しいとの判断あり。

(3) そこで、奨学金を一時金として支給し、翌年度は次期役員にプログラム実施を申し送る案が出された。役員が年度初めに支援する震災遺児を決めて支給を行えば、その年度必要な資金の手当てが可能となる。年度末に次期役員へ申し送り、継続して実施していただく。

(4) 上記のとおり審議の結果、奨学金プログラムはMD332に差し戻す。実施可能なシステムを立ち上げてもらい、MD332議長とガバナーの連名で再度提案していただくこととする。

### 4. グローバル・アシストチーム関係

(1) MD332宮田議長から被災地を代表した意見として、昨年度のサポート・チームについては各種意見があり、グローバル・アシストチームの今後の有意義なあり方を検討していこうという意見が出された。また、今年度地区ガバナーの要請による「被災県別担当 MD 支援体制」を基に、支援方策の詳細を図式化した一案 **別紙2** が配られ、説明が付け加えられた。

(2) 昨年度からの引き継ぎがうまくいっていないために、誤解が生じたものもあった。サポート・チームから支援を受けた地区ガバナーから謝意が述べられた。

(3) 今年度のアシストチームはソフト面での支援を行う。ドイツからのライオンズクラブ支援については、332-B地区釜石クラブが受け入れを決め、332-C地区気仙沼クラブには意思確認をしていただく。ボシュロムは、NASA開発の機器を利用して視覚検査の提案あり。

### 5. 昨年度からの継続申請分

337-D地区識名安信ガバナーから申請されている「始良の心を東北へ」の資料が配られ、承認された。

以上

## LCIF資金のガイドラインについて

【説明】LCIF経由の資金には、LCIFからの監査が入ります。また、復旧の時期が終わり、第二段階に入ったということで、LCIFの審査基準がより厳しくなっています。よってMD332審査委員会として予めガイドラインを示すことといたします。

なお、このガイドラインは、LCIF関連の資金のものです。それ以外の資金には関係しません。

## 【MD332ガイドライン】

1. LCIFの基準を準用し、原則として物資調達と関連費（物資送料、保管料等）とします（ライオンメンバーだけの会議費、食事代などは一切認められません）。
  2. 1号以外のものとしては、次の物が上げられます。
    - ① 公共性のある建物建設（財政的に余力があれば住居建設も可）
    - ② 公共性のある被災者への支援プログラム（仮設住宅から本住宅への移行支援、就業支援、被災地からの交通手段の提供など）
    - ③ 社会的弱者を対象としたプログラム、または、それに関連するボランティア団体への支援
    - ④ 学校や高齢者施設又は公共施設等への設備や用品などの支援
    - ⑤ 被災者への長期的な支援を提供できるような計画
3. ライオンを対象としたものは、原則認められません（ライオンも被災者の一人として扱うことはできますが、ノンライオンの数を上回ることが無いようにして下さい。ただし、LCIFから特別の許可があるものは除きます）。
4. 県や市町村への義捐金として現金のまま拠出することは認められません（特別の事情がある場合をのぞきます）。
5. 物資調達の場合には、定価での購入はせず、必ず複数の見積もりを取り、「交渉した後の価格」で、かつ可能な限り物資を送る「現地の企業からの購入」を原則として下さい。
6. 申請を出す前に、その支援が、行政や他団体の支援と重なっていないか、また必要ないものではないか、を十分に検討して下さい。可能であれば、その検討資料も添付して下さい。

7. クラブのアクティビティの補助費を申請することも可能ですが、LCIFの審査が厳しくなっていることもありますので、原則クラブの相応の負担があるものに限りませ

8. 物資調達の際には、計画の段階で、添付した申請書に記入の上、準地区キャビネットを通し、332複合地区ガバナー協議会事務局に送付して下さい（見積もりなどの資料もその時、一緒に添付をお願いします）。

9. 見積書・受領書は必ず内容（購入した（する）物資、その数量、使途）が分かる形で取るようにして下さい。

10. 購入後、受領書と明細書をセットにして、その都度、原本を332複合地区ガバナー協議会事務局まで送付して下さい（キャビネットを通して可）。監査に備え、複合事務局で保管することになっています。

11. LCIFに関する申請については、MD332を通さないものは一切認められませんのでご注意ください。

以上

## MD 3 3 2 審査委員会 規定 (案)

1. 委員会委員長はMD 3 3 2 議長とし、委員会メンバーは委員長が指名し、MD 3 3 2 ガバナー協議会にて承認するものとする。
2. 委員会は、準地区より提出された要望について、LCIF の目的に適うかどうかだけを厳密に審査するものとする。
3. 委員会の審査対象となるのは、LCIF 関連のものに限られ、他の資金によるものは対象外とする。
4. 委員会は、準地区より要望が提出された時より、可及的速やかに審査委員会を開催し決議する。
5. 委員会の対象とならない事案については、3 3 2 複合地区復興支援対策委員会またはガバナー協議会の協議に任せるものとする。
6. 委員会の審査結果またLCIFからの審査結果については、どの地区のものであっても、その都度、各準地区に報告するものとする。

## 2011-2012年度 332複合地区審査委員会組織図(案)

<b>審査委員長</b>				
宮田 謙				
332複合地区ガバナー協議会				
<b>審査副委員長</b>				
中嶋 慶次				
332-C地区ガバナー				
<b>審査委員</b>				
ガバナー協議会事務局顧問				
千葉 正勝				
ガバナー協議会事務局長				
横田 光男				
ガバナー協議会事務局次長				
今野 交				
<b>ガバナー協議会事務局委員</b>				
武者 眞博	浅野 喜一郎	石山 一男	竹下 直義	渡邊 俊弥

広報計画書(可能な限り広報を行って下さい)												
広報媒体名(新聞・TV・雑誌・広報など:企業名明記のこと)										掲載予定日		備考
その他の広報計画												

## 《案》

東日本大震災復興支援物資調達及び搬送基準について：

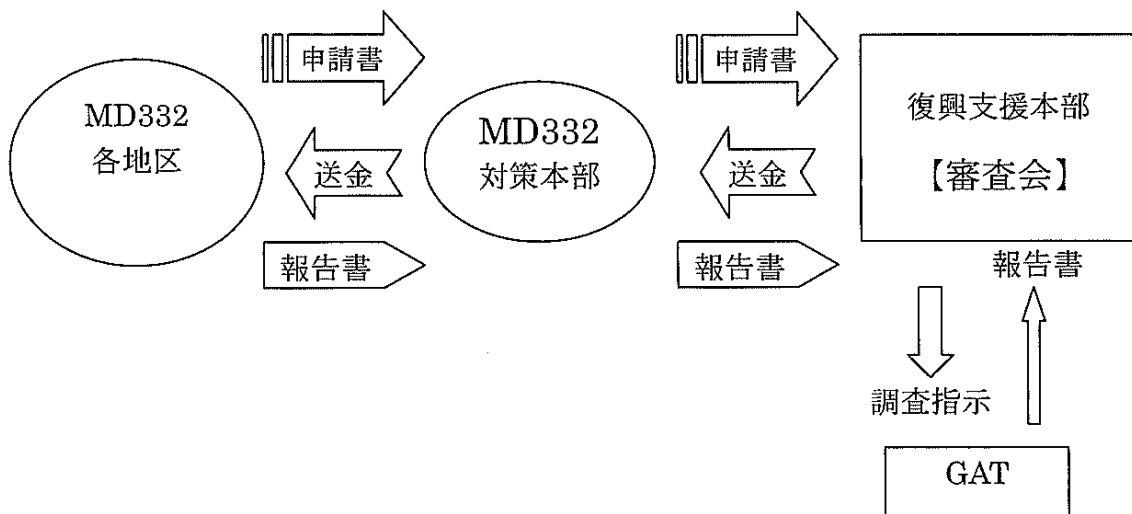
### 【復興支援物資】

復興支援本部は、MD332より提出された申請書について、速やかに調査（※1）審議し購入資金（※2）又は物資（※3）を申請被災地に搬送（※4）する。

- ※1. 調査は、本部長がグローバルアシストチーム（以下 GAT）に指示し、GAT は以下の調査結果を速やかに支部長に報告する。
  - イ) 申請事由の妥当性
  - ロ) 現地調達を基本に「調達の可能性」及び「適正価格調査」
  - ハ) 現地調達を基本に現地事業者への物資調達先紹介
- ※2. 本部長は報告書を参考にして、審査会にて「物資調達資金支援」か「物資支援」かを決定する。
 

「物資調達資金支援」が適当とした時は、MD332 経由にて申請元地区に送金する。調達資金支援を受けた地区は、支援終了後速やかに定められた全ての報告をする。
- ※3. 「物資支援」（新規購入でなく補えると判断した場合）を決定した時、本部長は GAT にすでに確認済みの<申請地区⇄支援 MD>のペアリングが機能する様、物資調達・搬送先・日程等、すべてのコーディネート及びアシストを指示する。尚、このケースによる搬送費は本部負担とする。

### 物資調達資金の流れ



物資支援スキーム

☆各 MD 担当責任者決定⇒⇒⇒GAT  
 ☆各準地区担当責任者決定⇒⇒GAT  
 (MD330)

